

令和6年中標津町議会9月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	10番 宗 形 一 輝 (P2～P4)	1 投票率のポイントを上げる仕組みづくりを
2	8番 佐久間 ふみ子 (P5～P7)	1 旭ヶ丘ふれあい公園のトイレ整備を
3	15番 松 村 康 弘 (P8～P13)	1 自治基本条例における町内会条項の強化を 2 町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供を 3 ふるさと納税のリピート率向上と移住政策の連携を
4	3番 栗 栖 陽 介 (P14～P18)	1 ヒグマ出没時対応に関わる報償金は適切な報償額を 2 ヒグマに対応できる新人育成を 3 町民が安心して水道水を利用できる水質検査結果の周知を
5	11番 江 口 智 子 (P19～P23)	1 犬猫の適正飼養への意識向上を 1) 犬猫に係る動物行政の方針の明確化を 2) どうぶつ基金等助成金の活用を 2 新興住宅地へのごみステーション設置について
6	5番 平 山 光 生 (P24～P26)	1 実質的なパブリックコメントの活用を
7	4番 長 渕 豊 (P27～P28)	1 町道における熊襲撃対策の実施を
8	2番 阿 部 沙 希 (P29～P30)	1 じゃがいも伯爵まつりの更なる活性化のために 渋滞問題の解決を
9	9番 松 野 美哉子 (P31～P33)	1 町長が健康づくりのリーダーシップを

令和6年9月定例会一般質問

通告 1

質問 投票率のポイントを上げる仕組みづくりを

答弁 投票状況等进行分析のうえ調査研究してまいります

10番 むねかた かずき 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

10番、宗形一輝です。投票率のポイントを上げる仕組みづくりをについて質問をさせていただきます。

8月25日に執行された中標津町議会議員選挙では、定数15席に対し立候補者が19名となり、5日間の熱い選挙戦となりました。選挙管理委員会においても、民間施設での期日前投票を今回から取り入れるなど対策をしているところですが、12年前は投票率が60.68%、8年前は50.11%、今回は47.79%と、残念ですが50%を切った結果となりました。



今月の地方議会人という議員研修誌の中で、議席数が減ることにより、影響が出ると語っている。議員が多い場合、地元の恩恵は多くなるが、少なくなれば恩恵も減るということである。また、選挙活動の総量の減少、自己の持つ投票権の希薄化により、都市部と比べて、議席数を多く減った地方部では、投票率は大きく下がったことが確認されたそうです。

これから衆院選、参院選、知事選、道議選、そして町長選、町議会選と多くの選挙が行われます。投票率を増やしていくには、一つにはどの世代がどのくらいの数、割合を投票しているか研究し把握する必要があると考えます。このデータを把握できれば、町としても立候補者にしてもアプローチの方法は変わっていきますし、例年の推移の変化も把握できるのではないかと思います。

現在、選挙管理委員会の開票結果ですが、現在、男女別に分けられ公表されているところですが、世代別に分けられておりません。選挙に対する意識改革はまだまだたくさんやることは多いと思いますが、まずは入り口として投票者を世代別に分けデータとして把握していくべきだと考えます。

また、選挙における候補者の情報を有権者に届ける方法として、選挙公報は町民の興味

を持ち、候補者の情報を確認できる重要な方法と考えます。昨年の統一地方選後の某新聞記事では、選挙公報3割が発行条例を設けず、候補者のことを知らせる重要な媒体という内容で、総務省の調査によりますと、全国1788自治体のうち503自治体がいまだ制定されておらず、町村においては926のうち449、パーセンテージに申しますと48.4%が制定されていないということで、当町もこの一部になります。

当町においても様々な媒体を通じて発信していくべきではないでしょうか。選挙管理委員会のお考えをお聞かせください。

【答弁：選管書記長】

宗形議員御質問の投票率のポイントを上げる仕組みづくりをにつきまして御答弁申し上げます。

先の町議会議員選挙の投票率は、選挙となった前回、平成28年の投票率50.11%から2.32ポイント低下し過去最低となったところです。全国的にも投票率の低下が叫ばれる中、本町における投票率に低下が見られ始めましたのは、平成20年の74.45%を境に、平成24年の60.68%、そして平成28年の50.11%であり、この8年間で24.34ポイント低下しております。

この対策のため、今回初めて商業施設での期日前投票所開設に取り組ましたが、期日前投票者数の比較では、前回より11.22ポイント増加したものの、最終的な全体の投票率では47.79ポイントという結果となったところです。投票率を上げる取組を継続していく上で、投票者を世代別に把握することは選管としても欠かせないものと考えております。

現状、投票日当日の各投票所での選挙人の受け付け手続は、紙ベースの名簿との照合によることから、集計のためには、その名簿から手作業で投票者の情報を把握する必要があり、これまで具体的な分析には至っていないところですが、集計のための環境整備、もとより各投票所での事務負担軽減と効率化のため、現在システムでの受け付け手続の実施に向けた研究を進めているところです。

各投票所でシステムを運用するためには、安全な通信環境を確保する必要があり、そのための機器購入や通信費といった経費も生じることから、今後の選挙におきましては、一部投票所での試験運用をはじめ、全投票所での運用による費用対効果を踏まえた調査研究を行った上で、その環境が整い次第、各種分析にも取組たいと考えております。

選挙公報につきましては、公職選挙法の規定により、市町村は条例制定により発行が可能となりますが、全国の町村の約半数が制定に至っていないのは、選挙期間の短さにあるとされております。公職選挙法の規定上、町長町議会議員選挙では5日間の選挙期間のう

ち、選挙の期日前2日までに配布することとされており、告示後、印刷内容の確定に始まり印刷業者への発注、加えて新聞折り込みや戸別配布等に要する時間を考慮しますと、本町においてもそのハードルは非常に高いものと感じております。

また、期日前投票者数は増加傾向にあり、今回の投票者全体に占める割合では43.91%となり、多くの方が選挙公報配布前に投票を終えられる可能性もあります。こうした課題はありますが、明るい選挙推進協会が令和5年に行った統一地方選挙に関する意識調査では、立候補者の情報取得に当たって役に立ったものとして選挙公報との回答が最も多く、立候補者の主張を一覧で見比べられることは投票人にとってメリットがあるもので、今後の選挙における本町の投票状況等分析の上、調査研究してまいりますので御理解をお願いいたします。

令和6年9月定例会一般質問

通告2

質問 旭ヶ丘ふれあい公園のトイレ整備を

答弁 令和10年度に改築工事を行う予定です

8番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

佐久間ふみ子でございます。通告に従いまして、旭ヶ丘ふれあい公園のトイレについて質問をさせていただきます。

ふれあい公園のトイレは東19条通りに面しており、中標津墓園の入り口に設置されております。その建物は木材が腐食して、外側の壁の一部が剥がれていたり、個室の戸は下のところがぼろぼろ、男子便所には小便器2か所と個室1か所あり、女子便所には個室2か所で、全て和式で下の汚物が見えるぼっとんトイレです。

墓地に隣接していることもあり、お盆やお彼岸の時期になりますと、町内外からかなりの人たちがお墓参りに来られます。普段も公園内で犬を遊ばせていたり、広場で子供たちとボール遊びをしている様子が見受けられます。

しかし、ここのトイレは、女性や高齢者、子供や体の不自由な方たちからは、このトイレは臭いし使用する気にならないし利用したくないと改修を望む御意見や要望の声が多く聞かれます。他町からお墓参りに来られた方もトイレを利用して、今の時代にそぐわないトイレがまだあるんですねと驚くほどです。

また、公園の遊具で遊んでいた5、6人の小学生にトイレのことを聞いたところ、1度も使ったことはないし、怖くて使いたくないと。建物の壁を明るい色にして、外側にドアをつけて、きれいなトイレになったらいいと答えてくれました。

そこで町長にお伺いいたします。現在、利用する人もほとんどいない状態、老朽化のまま放置していくのでしょうか。そうでなければ子供たちも利用したくなるような、明るくて小さな子供から高齢者の方たちも使いやすいトイレを早急に整備すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。



【答弁：町長】

佐久間議員御質問の旭ヶ丘ふれあい公園のトイレ整備をについて御答弁申し上げます。

本町が管理しております 34 公園のうち、20 公園に 24 か所のトイレが設置されておりまして、このうち設置後 30 年以上経過したトイレは 11 か所、率にして約 46% となっております。

中でも議員の御指摘の旭ヶ丘ふれあい公園のトイレにつきましては、昭和 58 年 12 月に設置され、設置後 40 年が経過して老朽化が進んでおります。

現在、町では都市公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、各施設の緊急度、健全度を総合的に判断して、施設の中でも特に安全性の確保が重要視される遊具の更新を最優先に行っておりまして、遊具の更新終了後、老朽化が進んでいるトイレの改築を行う計画となっております。

この計画において旭ヶ丘ふれあい公園につきましては、令和 9 年度をトイレ改築工事の実施設計を行い、令和 10 年度に改築工事を行う予定となっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

はい。8 番、佐久間ふみ子でございます。再質問いたします。

ただいま町長から、令和 9 年度実施計画、令和 10 年度に改築工事を行う予定との御答弁をいただきました。繰り返しになりますが、現在のトイレ設置状況は老朽化が著しく、施設の緊急度、健全度においては、十分、優先度が高めだと思えます。

また、大きな災害が発生した際、旭ヶ丘ふれあい公園は町の一時避難場所に指定されておりまして、安心安全なトイレ設備の環境整備は重要であり、トイレ改築工事の早期計画の見直しをするべきと考えますがいかがでしょうか。

【答弁：建設水道部長】

ただいま佐久間議員からございました再質問に対しまして御答弁申し上げます。

公園施設の長寿命化計画に基づきまして、現在、トイレの更新、改築に係る部分について進めておりますけれども、財源につきましては国の社会資本整備総合交付金を受けながらですね、計画的に実施しております。

交付金の全体事業費が状況により前倒しする場合もございますので、そういった前倒しができるような打診が北海道、国の方からあったときにはですね、積極的に財源確保のために手を挙げていきたいというふうに思っておりますが、現在のところ少しずつ進めていく、財源の問題もございますので、少しずつ計画的に進めていくといった状況でやってお

ります。

計画的にですね、古いところから優先順位をつけてやっていく予定でございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

令和6年9月定例会一般質問

通告3

質問 自治基本条例における町内会条項の強化を

答弁 令和8年度の答申に向け自治推進会議で議論してまいります

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。このたびは3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。自治基本条例における町内会条項の強化を提起させていただきます。

主権者である町民の皆様による選挙を経て、この議場に帰ってまいりました。4年前の選挙は無投票、8年前の選挙はちょうどこの時期、降り続く雨で標津川が洪水寸前となり、旧体育館における開票場の開設が危ぶまれるかと思われる中で選挙が行われ、その時の投票率は辛うじて50%を超えておりました。

今般、議会改革の議論と成果を根拠にしっかりとした主権者の皆様の意思をお示しいただけると念じて選挙戦を戦い抜いてここに帰ってまいりましたが、副議長選挙の所信表明にも申し上げましたが、投票率47%台という街中において、出会う町民の皆様の2人に1人以上が投票に行けなかったということであり、私たちがこの議場においてなす議論と、その結果の採択が町民の皆様に認知されているとはいいがたいのではないだろうかという強い問題意識を持ったところでございます。

この現象を構成する様々な要素について考察いたしましたが、もちろん、私たちの議会活動における情報発信がまだまだ足りないとの改善などは、今後も追求してまいります。今般、ひょっとしたら町内会活動の参加者の減少と、投票率の減少には相関関係があるのではなかろうかという仮説に至りました。

町内会の活動は自主参加が前提で、戦前のように強制されるものではありません。一方で共助の実現に関して町内会は必須の存在であって、この組織の活動なくして近隣のごみ拾いも花壇の整備も存在しません。町内会は住民の直接参加によって機能する自治の最少基本単位であり、災害時の共助は町内会長を中心に実行されます。中標津町の自治基本条



例は成立時に町内会条項を具備してましたが、その位置づけは他の任意団体と同格のものでした。以来随分時が流れましたが、町内会参加者の減、減少の一途をたどり、今日に至っております。

私たちにも強い危機感があって、1年前の9月定例会における厚生常任委員会による代表質問は、当時の副議長が登壇して町長に問題提起をいたしております。参加を促す幟は町民ロビーに立ちました。胸熱くなる一瞬でした。しかし、いまだ参加率低下に歯止めがかかるには至っておりません。

さて、この問題を一般質問に挙げようと準備を始めて、ある政党の機関誌に投票行動と民主主義の行方という慶応大学名誉教授の投稿に触れる機会がございました。誰が棄権するのか、若者、低収入、高い疎外度、無関心の背景、先進国で共通、人間関係の希薄化が指摘され、近所づき合いが減り、PTAや自治会が衰退し、労働組合の組織率も減少している。いわゆるソーシャルキャピタルという目に見えないつながり、信頼関係などを指す概念で、社会関係資本と訳される、ソーシャルキャピタルのある社会は、相互の助け合いが生まれやすく、社会の効率性が高まると指摘されておられました。そうか。町内会のじり貧化は、最後民主主義の信頼感の低下につながるということかと、深く得心したところでございますが、町内会の活性化は単に地域社会の問題解決のレベルにとどまらず人間社会に必須の活動であり、町内会連合会の自主努力にお任せするのではなく、行政が問題解決の主体であるとの自覚のもと、汗を流すテーマなのだと主張するに至りました。

これから行われる努力の結果は4年後の選挙の投票率という厳格な数字に表れてまいります。まずは庁内を挙げて問題意識を共有し、自治基本条例の町内会条例の条項の強化など、コンセンサスを得やすいところの議論を開始されてはいかがでしょうか。1問目の質問でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の自治基本条例における町内会条項の強化について御答弁申し上げます。

町内会の加入率や組織活動の意義、行政との連携など各種課題については、町内会の3助、いわゆる自助、共助、公助の視点も含め、昨年9月定例会並びに12月定例会において代表質問があり、様々な議論や対策が行われておりますが、議員の御質問にありますとおり、町内会の加入率は低下し、活動している方も減少していると認識をしております。

中標津町自治基本条例は、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるという町民憲章を尊重し、自ら考え行動し決定することにより、町民が主体の自治の実現の最高規範として制

定した条例であります。本条例の運用に当たっては、私の附属機関であります、町民からの公募委員や全町内会連合会、計根別町内連合会など、各団体からの推薦委員で構成された中標津町自治推進会議において、条例の適正な運用と実効性を高められるよう見直しを含めた議論をしております。

自治基本条例第4章、町内会及び町民活動団体については、前回、令和3年度の条例見直しに係る答申において、町内会と町民活動団体について、それぞれ定義付けし役割を明確化すべきか、将来的にどういう方向に進むべきか継続審議するよう、現在の自治推進会議に引き継がれておりますことから、次回、令和8年度の答申に向けて、全町内会連合会と計根別町内連合会から推薦の委員とともに、自治推進会議の中で議論してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供を

答弁 できるだけ早期実施に向け前向きに検討してまいります

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供されることを提案いたします。

先ほどの質問で、役場ロビーに幟が掲げられて胸熱くなることを申しましたが、日々、町内会の活性化に頭を悩ませている役員の皆さんにとっても、同様の感覚を持たれることと存じます。

従来から役場のこの件に関する主体的な取組を期待してきた役員さんたちの気持ちを奮い立たせるためにも、次年度、役場が自ら予算化して、全ての町内会にこの幟を進呈してはいかがでしょうか。

共助の実現していく体制整備は行政にとっても喫緊の課題であり、町内会の参加率向上と活動の活性化が切実に求められております。

町内会における様々な行事の際に、町内会として参加する町の行事の際に、あの幟がはためく様を想像すると、何とか汗をかくて知恵を出して、町内会を活性化させようという気分が込み上げてくるように思いますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

松村議員御質問の町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供をについて御答弁申し上げます。

町内会組織は任意団体であることから、自主参加を前提としているものの、自助、共助の観点や、防災、見守り、安全安心なまちづくりなど、多様な組織活動が期待されているところでありまして、行政運営においても重要な役割を担っていただいているものと考えております。

昨年9月定例会において、当時の厚生常任委員会から、町内会加入率向上に向けた町の取組について代表質問がありまして、各課題について検討を進めてまいりました。町内会加入率の向上に向け全町内会連合会と連携を図り、役場庁舎内や各公共施設に、町内会加入を呼びかける幟を設置したところでございます。

また、本年度の全町内会連合会定期総会において出席された町内会長より、すばらしい幟であるので配付してはどうかといった御意見もあったと伺っております。

このような状況も踏まえ、町内会未加入者へ加入促進を図り加入率向上へ寄与すべく、幟の作成と配付につきまして、できるだけ早い時期に実施できるよう、前向きに検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 ふるさと納税のリピート率向上と移住政策の連携を

答弁 移住定住にもつながる関係人口の創出を目指します

まつむら やすひろ
15番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。3点目の質問でございます。

ふるさと納税のリピート率の向上と移住政策の連携を提起させていただきます。

この議場において、佐藤武志前議員が小林前町長に対して、ふるさと納税制度の運用について、返礼品を用意して拡大を目指すべきと提案し、前町長から制度の趣旨と返礼品による対応はなじまないと答弁されてから随分と月日が流れました。

今日ではその事業を専門とする係も設けられ注力はされているのですが、近隣の町のような成果には至っておりません。確かに寄附金が増えることはこの自主財源不足の状況下にあって大変ありがたいことなのですが、一方で私は過去に返礼品を用意しなくても少ないながら寄附を寄せていただいた方がいらっしゃったことを思い起こします。

一方で、この間、我が地域に移住されてこられた方々も少なからずいらっしゃいます。これらのことを私たちはどのように捉えるべきなのでしょう。

通り一遍の返礼品のチョイスではなく、新たなふるさとに対する寄附をするような気持ちで参加される方々もいらっしゃるのです。このような人々こそ大切にすべきと考えるものですが、我が町に対してふるさと納税をされている方々のリピート率というのは、どのように推移しているのでしょうか。これが年々向上していくことは、担当係からいただいたお礼とともに、それがどのように用いられ、どのようなふるさとづくりに反映されたかをお伝えするものであり、それに共感いただけた結果だろうと思います。

私は東京に出張して羽田に着くたびに、早くし仕事を終わらせて中標津に早く帰ろうと思うのですが、我がふるさととは日本の中でも、ある意味非常に非日本的な独特の風土と景観を備えていると考えます。

それらをよく自覚して、共に共感いただけるような方々に、移住のガイドの入門編というようなふるさと納税の運用になるような研究が必要と考えますが、いかがなものでございましょうか。

【答弁：町長】

松村議員御質問のふるさと納税のリピート率向上と移住政策の連携について御答弁申し上げます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとや自治体の取組を寄附で応援できる制度であります。本町としましても中標津を知ってもらい、本町のまちづくりに共感していただく寄附者の増加を目指し、魅力的な返礼品の提供をはじめ、町外に転出した方へのふるさと納税リーフレット配付や寄附者への感謝を込めたメッセージカード同封など、リピーター確保に向けた取組を展開しております。

そのような中、議員御質問の本町にふるさと納税をされている方のリピート率は、返礼品の贈呈を開始した翌年度である平成 29 年度は 13%、287 人でありましたが、令和 5 年度は申込み数 5809 件に対し、1362 人、23%の方が過去に寄附したことになる、いわゆるリピーターであり、この率は年々増加しております。

今後におきましても、返礼品を含めた本町の魅力や寄附金を活用した取組を積極的にアピールし、リピート率の向上を図ってまいります。

また、ふるさと納税を通じた関係人口拡大の効果の一つとして、議員の御質問にもありますとおり、移住を考えている寄附者が本町を移住先として選択するきっかけの一つになることは認識しております。

本町としまして、中標津町を応援していただけるファンの獲得に向けた取組に引き続き注力するとともに、豊かな自然と景観資源に恵まれた中標津町の住みやすさを伝える手法を検討の上、移住定住にもつながる関係人口の創出を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月定例会一般質問

通告 4

質問 ヒグマ出没時対応に関わる報償金は適切な報償額を

答弁 適切な価格設定をしていきます

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介です。1 点目の質問で、ヒグマ出没時対応に関わる報償金は適切な報償額をとということで質問させていただきます。

近年、全国的に熊の人身被害は増えております。中標津町では町中に出没した件数を数え上げれば切りがないほどありますが、中標津町では今年4月21日、日曜日、午前1時55分に町内西7条北8丁目の住宅街の監視カメラにヒグマが映っていました。近くには桜児童公園もあります。

現在、中標津町では21名のヒグマに対応する有害駆除従事者がおりますが、ヒグマが出没して即時対応できる従事者は非常に少ないのが現状であり、ヒグマを追い払う捕獲等は経験値の低い従事者が対応できる現状では到底ありません。たとえベテランだとしても、ヒグマの対応は非常に危険を伴うものであります。

そういった経緯があり、従事者に対する報償額の増額を各自治体が決定をしております。それで中標津町でのヒグマ出没時対応に関わる報償金は幾らかというと、何と時給1140円であります。命をかけての対応にも関わらずです。

ヒグマは攻撃された人を攻撃する習性があります。しかも、現行の法律では町中での発砲は禁止されています。従事者は皆、町民のために業務に当たる勇者であります。もちろん、金額ばかりではありませんが、そのような大変危険な業務だということを認識してほしいと思います。

これらの話を踏まえた上で質問いたします。町長はヒグマの危険性については十分に認識しておられると思っておりますが、従事者への報償金を他の自治体同様に増額するお考えはありますでしょうか。



【答弁：町長】

栗栖議員御質問のヒグマ出没時対応に関わる報償金を適切な報償額をにつきまして御答弁申し上げます。

今年は郊外地での出没だけではなく、人への警戒心の薄いヒグマが市街地付近に多数出没している情報を受けているところでありまして、人身事故を懸念しているところであります。

現在、市街地付近のヒグマ目撃情報があった場合は、警察や猟友会と協力し、目撃情報のあった付近で巡回を実施しておりますが、危険を伴う対応となっているのは承知をしているところであります。

そのようなヒグマ対応に係る報償金についてであります。道内自治体で様々な金額設定と報道等でも周知をされております。根室管内の他の自治体における時給は最低 774 円から最高 3000 円と金額差が大きなものとなっているところであります。

本町時給は 1140 円で日当換算しますと 9120 円となります。管内の自治体の中では中ほどの順位となりますが、町民の命や農作物の被害を守るヒグマ駆除従事者の報償金につきましては、近隣自治体の価格を参考に猟友会と相談しながら、適切な価格設定をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

質問 ヒグマに対応できる新人育成を

答弁 ヒグマ駆除従事者のレベルに合わせた研修を実施してまいります

3 番 ^{くりす ようすけ} 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

次の質問に移ります。3 番、栗栖陽介です。2 点目でヒグマに対応できる新人育成をということで質問をさせていただきます。

私は現在猟友会に所属しておりますが、ヒグマに対応できる新人育成には大変な時間と経験値が必要になってくるものだと感じております。

今年の春季管理捕獲事業に合わせての新人講習も、また、数年前からの新人講習もそうですが、担当課が決めた林道を歩いて目的地まで行って帰って来るのみでした。今年は 2 回実施され、2 回目は雪が解けていたので、車で行って帰って来るという内容でした。

そこで質問いたします。ヒグマに対応する有害駆除従事者の人材育成をするに当たり、今後の講習についての改善が必要と感じておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

栗栖議員御質問のヒグマに対応できる新人育成につきまして御答弁申し上げます。

近年、ヒグマ駆除従事者の高齢化などを背景に駆除を担える従事者が全国的に減少し、技術の継承は急務と感じております。

この課題に対応するため、昨年度北海道で事業化された、人里の出没を抑制するとともに、ヒグマ対策に必要な人材の育成を図ることを目的とした春季管理捕獲事業を活用しながら、今年3月から4月にかけて3回で延べ15人の研修を実施したところであります。

結果としまして、議員御指摘のとおり、林道目的地まで行って帰ってくる程度の研修にとどまり、成果としては熊の糞を一つ発見した程度となっております。

今後の研修につきましては、ヒグマ駆除従事者のレベルに合わせた研修内容を北海道や猟友会と相談しながら、各地域の実例を参考に、講師を招いての座学やフィールドワーク、さらには近隣自治体で取り組む研修会への参加など、実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

質問 町民が安心して水道水を利用できる水質検査結果の周知を
答弁 ホームページでの公開を検索しやすいよう改善してまいります

3番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

次の質問に移ります。3番、栗栖陽介です。3点目で、町民が安心して水道水を利用できる水質検査結果の周知をについて質問させていただきます。

近年、新聞各社がPFAS（PFOS、PFOA）についての記事を取り上げているのを目にします。また、水道水にPFASが含まれている可能性がある、各自治体でも検査をするようになってきました。

PFASは自然界で分解されない永遠の化学物質と言われており、WHO世界保健機関では、発がん性物質と発表されております。国は暫定目標値を1リットル当たり50ナノグラムとしており、全国的には暫定目標値をオーバーしている自治体が少なくありません。

米国環境保護庁では参照容量をPFOSは0.1ナノグラム、PFOAは0.03ナノグラム、EUの欧州食品安全機関では、PFOSは0.63ナノグラム、PFOAは0.8ナノグラムであります。先進各国で規制強化が進む中、日本だけが遅れているのが現状であります。

6月28日のNHKの記事では、岡山県吉備中央町での血液検査27名中、全員の血中から1ミリリットル当たり362.9ナノグラムのPFASが検出されたとあります。

このような現状ではありますが、釧路市、釧路町、浜中町では各町のホームページで水質検査結果を掲載し、町民が安心して水道水を使用できる環境を作っているようです。

これらを踏まえた上で質問いたします。近年実施されている、この水道水の水質検査について、当町ではPFOS、PFOAを含めた水質検査を実施されているのでしょうか。

また、今後、検査結果を当町ホームページに掲載し、安心安全の結果を町民に周知される等のお考えはありますか。

【答弁：町長】

栗栖議員御質問の、町民が安心して水道水を利用できる水質検査結果の周知につきまして御答弁申し上げます。

議員の御質問にもありますように、PFASとは有機フッ素化合物の総称でありまして、PFASに分類される中で代表的なものがPFOSとPFOAであります。そのPFOSとPFOAにつきましては、人体への影響などとの関連性が指摘されておりますが、まだ確定的な知見ではなく、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められている現状であります。

厚生労働省では、PFOSとPFOAを水質管理目標設定項目に位置づけ、PFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラム、0.00005ミリグラム以下とする暫定目標を定め、令和5年10月17日付で水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施についてという通知を発出し、PFOS及びPFOAについて、少なくとも年1回は水質検査を行い濃度の把握に努めることを指示されたところであります。

本町につきましては、令和5年度より水質管理目標設定項目にPFOSとPFOAを追加し水質検査を実施しております。水質検査の結果につきましては、令和5年度、令和6年度のいずれも国の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを下回る検査結果となっております。

なお、検査結果の公表につきましては、庁舎1階ロビー、計根別支所及び図書館などで閲覧できるようになっております。また、町のホームページでは、令和5年度までの検査結果につきまして掲載しておりますが、掲載箇所が分かりづらい部分もあることから、検索しやすいよう改善してまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介です。3 問目の再質問です。

町民が検索しやすいように改善をしていただけるとのことでしたか、具体的には何月までに改善していただけますでしょうか。

【答弁：建設水道部長】

ただいまの栗栖議員の再質問に御答弁申し上げます。

現在既に改善に向けた準備を進めておりますので、10 月中のできるだけ早い時期にですね、改善をさせていただきたいと思っております。以上です。

令和6年9月定例会一般質問

通告5

質問 犬猫に係る動物行政の方針の明確化を

答弁 動物の命を尊重し野生動物と共生する社会の形成に努めます

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。犬猫の適正飼養への意識向上について質問をさせていただきます。

令和5年3月定例会において、動物愛護の取組について一般質問しましたが、その後も犬猫をめぐる多頭飼育崩壊の頻発や犬の殺処分、最近では牛や猫を食い殺す野犬集団による被害が町内においても発生していることなど、その問題は極めて多極化かつ深刻化していると感じます。

この問題は飼い主のみならず、町民挙げて正しい動物との接し方を知ること、そして、ボランティアで活動続ける愛護団体への理解なくしては解決の糸口にたどり着くことが出来ないことから、本日は2点にわたり質問いたします。

1点目は犬猫に係る動物行政の方針の明確化についてであります。

昨年の一般質問時には、令和2年から4年までの町と保健所による犬の保護件数は横ばい、猫は減少傾向となっておりましたが、昨年、町内某所において室内飼いの猫、およそ20匹を残し飼い主が死亡したケースは、保健所と役場の職員立会いのもと愛護団体が可能な限り捕獲し、必要な治療等を施しながら里親探しを行っておりますが、いまだに里親の見つからない猫もいます。

また、今年に入って役場で保護した犬については積極的にホームページ上で公開し里親を募っていますが、こうした状況を見るにつけ、役場でカウントはしなくとも、全体の保護件数は増えているものと認識せざるを得ません。適正飼養についての知識やモラルの低下が犬猫の遺棄や多頭飼育崩壊等を引き起こすことがその最大の原因と考えます。

前回の動物行政の位置づけへの答弁では、総合計画の推進を環境面から実現する役割を担う中標津町環境基本計画にペットの適正管理とうたわれているとのことでした。改めて環境基本計画を紐解けば、野生生物に対する課題には野生動物に対する餌付けや野生化し



たペットが酪農に対し悪影響を及ぼすことが恒常的であると警鐘を鳴らしていますが、これに対する施策ではエゾシカ、キツネ、ヒグマの表記はあるものの、犬猫については触れられておりません。

飼い主の放置や遺棄により野生化したペットの筆頭に挙げられる犬猫に対し、町はどのように対応するのかお聞かせください。

【答弁：町長】

江口議員御質問の犬猫の適正飼養への意識向上につきまして御答弁申し上げます。

1点目の犬猫に係る動物行政の方針の明確化でございますが、近年の町内における犬及び猫の保護状況は、犬につきましては町及び保健所の方で令和3年度は9件、令和4年度は9件、令和5年度20件と増加傾向となっております。猫につきましては保健所のみの保護で、令和3年は10件、令和4年度は11件、令和5年度は12件とほぼ横ばいで推移をしております。

また、議員御指摘のとおり、中標津町環境基本計画の野生生物に関する項目では、主にエゾシカなどの野生動物の課題や対策を記載しております。犬や猫についての表記はございませんが、後段の主体別行動指針、町民の役割、行政の役割の項目において、犬や猫も含めた、いわゆるペット化や野生化が懸念されるペットに関する方針が示されておりました。動物の命を尊重し野生動物と共生する社会の形成に努めるところでございます。

現在、野生化した犬の対応につきましては、箱罟等により捕獲し、職員の手で世話をしながら人慣れをさせた後、中標津町ホームページに掲載し譲渡先を探しております。

今年度は9月20日現在で12匹保護し、9匹譲渡しております。猫につきましては保健所にて保護し、飼い主を探すこととなっております。

これらの取組を通じて犬猫との共生を実現すべく自治体として責任を持ち続けるとともに、飼い主はペットの適正な管理に努める必要がありますことから、中標津町畜犬取締り及び野犬掃討条例にうたわれている畜犬の係留や飼育、さらには罰則などを改めて周知し、各個人の意識向上につながるよう啓発活動を継続してまいります。

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、犬の保護件数が令和5年には前年の倍近い20匹、本年も9月の時点で12匹と捕獲件数は増えており、猫に対しても愛護団体の捕獲数を含めると相当数増えていると思います。特に野生化した犬の群れが牛に被害を及ぼすような局面に至って

は、表面化した成犬を捕獲するのみにとどまらず、こうした野犬を繁殖させないための関係機関も巻き込んでの協議と努力が不可欠です。

町民に対しては、飼い主不在の犬猫に対して餌付けをするなら、避妊、去勢の手術をした後、地域猫とするTNR活動を推進すべきであり、現在の広報紙やホームページ上での周知のみでは不足と感じます。

一方、全国有数の酪農地帯である中標津町及び近隣では、牛舎に住みついた犬猫から派生する問題も多いことから、酪農家に対し具体的事例を交えながら丁寧に理解と共感を持って対応していただけるよう、農協等関係機関も含め周知に努めるべきではないでしょうか。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

町の広報紙では野良犬、野良猫を減らすためにペットの飼い方につきまして情報提供しておりまして、飼い主の意識向上に今後も努めてまいりたいと考えております。

理想的な飼い方につきまして情報を多く提供することで、市街地の人に対する意識改革に寄与できるものと考えております。

また一方で、郊外で保護される、主に酪農家の倉庫などで保護されるケースも見受けられますことから、畜舎、牛舎、犬猫としての飼養方法や、保護事例などを各農協が発行する広報紙でも、今後、周知啓発をしっかりといただけるようにですね、関係機関とも協力を求めてまいりますので御理解をお願い申し上げます。以上です。

質問 どうぶつ基金等助成金の活用を

答弁 情報収集に努め利用できるものは有効活用してまいります

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

2点目に移ります。11番、江口智子でございます。続きましては、動物基金と助成金の活用について質問させていただきます。

1問目で触れた20匹の猫の多頭飼育のケースでは、初めに遺族から町に相談があり、そこから愛護団体につながったと聞いておりますが、当初分の餌代や治療費は遺族の方に負担していただいたものの、暴れまわる猫たちと悪戦苦闘しながら1匹ずつ捕獲しケージ

に入れて連れ帰った経費はもちろん、その後も、もらい手のつかない4匹のかさむ治療費や餌代については、預かっているボランティアさんの事実上、自己負担となっています。

前回の質問の際にも、こうした愛護団体の金銭的な窮状に対し、町は活動実態の把握に努めるとのことでしたが調査結果はどのようなになっているか。

また、民間において動物基金等、自治体に助成を行っている団体もあり、こうした基金を町は積極的に活用すべきではないかと思いますが、愛護団体の活動の根幹をなすこの部分について、町長のお考えを伺います。

【答弁：町長】

2点目の動物基金と助成金の活用でございますが、愛護団体の活動内容につきましては、わんにゃん一家では、中標津保健所に収容された犬猫を、これまで200匹以上を新しい飼い主に譲渡しております。

また、長沼町にございます愛護団体であるしっぽの会では、自治体や保健所から、これまで2104匹を新たな飼い主に譲渡しているほか、行政機関譲渡いぬねこ不妊手術助成金事業を行っております。

この助成金は保健所や市町村役場から引き取った犬や猫の不妊手術につきまして、犬猫とも雌1万円、雄5000円を上限として補助を行うものであり、中標津町におきましても譲渡した飼い主に対し利用を奨励しております。

周辺自治体の動物基金の利用状況につきましては、羅臼町や根室市社会福祉協議会など、地域猫に不妊手術を施す活動である、さくらねこ無料不妊手術事業に登録し補助を受けて事業を行っております。

この他の補助金につきましても交付を受けられるものはないか情報収集に努め、利用できるものにつきましては有効活用してまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 新興住宅地へのごみステーション設置について

答弁 開発行為事前協議段階から事業者や地域町内会へ理解を求めてまいります

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。続きましては、新興住宅地へのごみステーション設置

について質問させていただきます。

今般、町内東 16 条及び東 17 条の区画において宅地造成工事が行われており、伺ったところ、新たに 30 戸近い住宅が建設予定で、申込みもほとんど済んでいるとのことでした。

新たな住宅が建ち並び多くの人を呼び込むことは歓迎すべきことではありますが、一方で廃棄物処理にも影響を及ぼす物流の 2024 年問題は、働き手の確保と併せて町内で顕在化した場合、委託する業務が滞ることが懸念されます。

そこで新たな住宅街でごみの収集がスタートするに当たり、開発の責任者に対しごみステーションの設置に対する協力を仰ぎ、収集事業の省力化を図ってはいかがでしょうか。町内会未加入率の高い当町にあっては、ごみステーションの設置により、新たなコミュニティが生まれやすい環境にもつながるものと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

江口議員御質問の新興住宅街へのごみステーションの設置について御答弁申し上げます。

当該造成地は白樺町内会の範囲で、ごみ処理に関しましてはモデル町内会として、ステーション化事業に取り組んでいる地区でありまして、開発行為申請における事前協議等の段階から開発申請者と担当者間で協議が行われておりまして、委託事業への負担軽減や効率化の観点から、住宅の建設状況を踏まえ、順次、ごみステーション化を実施することとなっております。24 区画でごみ箱が 5 個程度の予定でございます。

また、ごみステーション化につきましては、議員御指摘のとおり、働き手の確保や新たなコミュニティの醸成、町内会加入率の向上及び収集事業の効率化の観点から有効であるため、新興住宅地においては開発行為の事前協議の段階から、事業者並びに地域町内会へ理解を求めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月定例会一般質問

通告 6

質問 実質的なパブリックコメントの活用を

答弁 よりわかりやすい資料の提示・期間の確保に努めます

5 番 ひらやま ひろみ
平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。実質的なパブリックコメントの活用について質問させていただきます。

パブリックコメントは行政機関がルールを定めるときに事前に一般から意見を求める制度であり、本町も町の総合的な計画、指針の策定、改定や町の基本方針を定める条例の制定、改廃などを行う際に、事前に計画や条例などの案を公表し、期間を定めて町民の皆様に意見を求め、寄せられた意見に対する町の考え方を公表して、最終的な意思決定を行う制度として、平成 21 年 3 月より導入され、これまで 83 件のパブリックコメント募集を行っています。

この制度の活用により行政としての説明責任を果たすとともに、町民の行政への参画やパートナーシップが促進され、より公正、透明な開かれた行政の推進が図られるとされていますが、募集に対し意見があったのは 20 件で、意見がないからといって計画の内容を理解している町民の方は少ないのが現状です。

さらに中標津町町民意見募集制度実施要綱には、町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料を公表し、意見提出までの期間を公表の日から原則として 30 日程度設けることとなっています。

しかし、計画の概要版も決して多くの町民が理解しやすい資料とは言えず、募集期間も 30 日程度となっているものの、23 日間や 21 日間と徐々に短くなっています。これで行政の説明責任を果たし、町民の行政への参画やパートナーシップが促進され、より公正透明な開かれた行政の推進が図られると言えるのでしょうか。

成人年齢が 18 歳に引下げとなり、早くから町政への参画が求められる現代において、どの計画においても現状と課題、これまでの取組とこれからの目標、取組が明確な若い世代にも理解しやすい資料を作成し、将来のビジョンや地域社会の関心を促していく必要が



あると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問の自主的なパブリックコメントの活用について御答弁申し上げます。

議員御質問のとおり、パブリックコメントは町民参加の推進や政策形成における公平性と透明性の向上につながる制度となっておりまして、平成 21 年 3 月に中標津町町民意見募集制度実施要綱を制定し、同年 4 月より施行しております制度で、平成 21 年度から令和 5 年度まで 15 年間で条例や計画など 83 の案件に対して 20 の案件に合計 97 件の意見が寄せられております。

この制度の目的に沿い、町民の町政への参画機会を拡充するため、意見募集の際は事前に町広報紙にて意見を募集する旨の記事を掲載し事前周知を行った後、町のホームページ、フェイスブック、LINE などの SNS への投稿や、役場庁舎内の掲示板に意見募集案内を掲載、また、担当課の窓口、役場庁舎内情報コーナー、総合文化会館、計根別支所に資料を配架し、広く意見などを募集しております。

意見等の提出につきましては、より多くの意見を提出していただけるよう、メール、ファクス、郵便、担当課への直接持込みといった方法を用意しております。

また、意見募集の期間につきましては、議員御指摘のとおり、21 日程度と短い設定になっていた案件もありますことから、今後、パブリックコメントを実施する際は、案件公表の日から原則 30 日程度確保の上、概要版を作成するなど、より分かりやすい資料の提示に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。再質問させていただきます。

パブリックコメントの募集期間や、より分かりやすい資料の提示について努力していただけると理解しましたが、また、近年、多くの町民の方に参加期間を拡充するため、広報紙だけではなく、SNS を活用して周知していることも確認しています。

しかし、パブリックコメントが多く寄せられている自治体は図書館や町内会などにも資料を配架し、必要な方には配布も行っております。

また、理解を得るためにホームページや資料から行政用語を排除した自治体や総合計画のキッズ版を作成し、子供たちが自治体の将来ビジョンや計画について関心を促す取組を始めている自治体もございます。

これらの取組は行政に無関心となってしまう世代の町政参画、投票率、ふるさと

への思いの向上にもつながる重要な事項であり、パブリックコメントの目的に沿った実質的な活用のために必要不可欠であると考え伺います。

町長は概要版を作成し、分かりやすい資料の提示に努めるとおっしゃいました。どの程度まで改善していただける意向なのか、また、配架場所や配布に関しては、どのようにお考えなのでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

分かりやすさを追求するという部分では、他でやっております自治体の状況などを拝見いたしまして、議員おっしゃるとおり、どの程度と言われましてもちょっと困るんですけども、何とかですね、町民の方にしっかりと受入れられて、件数も増えるようにしたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再々質問させていただきます。

分かりやすい、受け入れられる資料を作成していただけるということでしたが、配架場所ですね、今ある配架場所以外にも配架場所を増やしていただけたり、配布に関してもさらに、配布という事項が今中標津町は行っていないんですけれども、要望に応じては配布もしていただけるようになるのか、もう一度お聞きいたします。

【答弁：町長】

再々質問に御答弁申し上げます。

分かりやすさを重要視するということと同時に、広く町民の方々の求めに応じてですね、見ていただけるよう、これは基本的にホームページで見ていただけるものだと思っておりますし、場合によってはどうしてもその冊子で欲しいという方がいらっしゃいましたら、それはリクエストにお応えできるように努めてまいりたいと思います。

場所につきましても、いろいろ勉強しまして、しっかりと、町民の方々に受け入れられる、見ていただける場所をさらに選定してまいりたいと考えております。以上です。

令和6年9月定例会一般質問

通告 7

質問 町道における熊襲撃対策の実施を

答弁 ヒグマ目撃情報を新聞等で注意喚起します

4 番 ながぶち 長 渕 ゆたか 豊 議員

【質問：長渕 豊 議員】

4 番、長渕豊でございます。町道における熊襲撃対策について質問させていただきます。

8 月 25 日午後 11 時頃起きた、西竹町道でのことあります。熊の出没発見状況は令和 5 年で 73 件、令和 6 年度で 8 月末で 40 件となっています。町の対応も非常に大変だと思っております。



今回、8 月 25 日の目撃情報は、今までにない襲いかかってきた事例であります。周辺の酪農家は作業のときにも花火を鳴らしながら、また、1 人で歩かない、ペットの餌も置きっ放しにしないなど、できる対策を実施しています。今これから二番草やデントコーンの収穫作業に入り危険度が増します。

うろつき歩く熊への対応は難しいと思いますけれども、何かあってからでは遅いので、一般の目撃情報とは別物と考えるべきなので、現在の対策をどのように行っているかお伺いします。

また、町の G I S か単なるデータかちょっと分かりませんが、熊の目撃情報は地図にプロットされポイントされていますが、過去データと合わせて、生息数、熊のテリトリーなどへの把握への活用はどのように行われているのでしょうか。駆除対策に使われているのでしょうか。お聞かせください。以上です。

【答弁：町長】

長渕議員御質問の町道における熊襲撃対策の実施につきまして、御答弁申し上げます。

御質問の当該事案につきましては、ヒグマとの接触事故連絡を受けた後、直ちに猟友会と対策協議を行っております。

その結果、車両が交差点を曲がった際、その車両の急接近に驚いたヒグマが防衛反応と

して飛び出したことが原因であるとの見解を得ております。

そのため、ヒグマが積極的に人を襲った事案ではなく特別な対応は不要と判断し、ヒグマ目撃情報として報道発表するとともに、猟友会支部長に当該地域における当面の見回りの強化の要請を行っております。

また、熊目撃情報を活用した駆除対策でございますが、ヒグマの目撃情報では、当該ヒグマの特定につながる特徴の報告を得ることは困難であり、個別の識別が不可能となっております。

このことから、目撃場所や大きさ、連れている子熊の数など、一般的な個別判別や行動範囲の予測にとどまっております。

引き続き、春の山菜シーズンや秋の行楽シーズンにおいて、ヒグマの活動が活発化する時期に合わせまして注意喚起に努めるとともに、寄せられましたヒグマの目撃情報を基に、ヒグマ出没情報として当町が運営するSNSでのお知らせや新聞報道などを通じて取組を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和 6 年 9 月 定例会一般質問

通告 8

質問 じゃがいも伯爵まつりの更なる活性化のために渋滞問題の解決を
答弁 必要に応じてアドバイスや提案を行ってまいります

1 番 ^{あ べ さ き} 阿部 沙希 議員

【質問：阿部 沙希 議員】

1 番、阿部沙希でございます。じゃがいも伯爵まつりの更なる活性化のために渋滞問題の解決をについて質問させていただきます。

9 月 1 日に行われた伯爵まつりは、旧農業試験場技師の皆様が品質の良さを守って定着している、当町の伯爵芋を世に広めるすばらしいイベントで、人が集まり賑わいを見せる、交流人口の増えるお祭りであります。

この会場に向かうにあたり、今年は大渋滞が起こり、自動車学校のあたりから空港の駐車場にかけて長い車列が発生し、子供のダンス発表に出場する方や町民たちは、その車列に 1 時間半並びました。昨年と同じくこの道を利用して会場に向かいましたが、このような渋滞はなく会場へたどり着きました。

今年の渋滞問題を次年度以降に向けて解決しなければと考えます。渋滞の緩和に向けて車の入り口を変えて車列を促す、空港利用者が困らないように片側が使えるように規制する、役場の駐車場からシャトルバスを出すなど、何かしらの対策が必要と考えます。

じゃがいも伯爵まつりは、去年の利用者は 5000 人ほど、今年の利用者は 1 万人ほどと、利用者を年々増やせる当町に交流人口を増やせる盛大なイベントであります。2 万人、3 万人と利用者を増やして民間がやってきたことをともに育てて守っていくために、行政としてどう関わっていくか導きを示す必要はないでしょうか。

新たな工夫とし、前売り券の販売が一定数を超えたら役場の駐車場からシャトルバスを出す方法や、空港に向かう道道 69 号線の下をくぐっているアンダーパスを利用し、ゆめの森公園に誘導して案内は出来ないか。ゆめの森公園から空港駐車場の方へ車 1 台なら通れるアンダーパスを活用し、行政としても協力できる構えを持ち、さらなる交流人口を増やして、まちを活性化することへつなげられないでしょうか。



大きな混乱が今後ないように配慮が必要です。空港利用者にもスムーズに搭乗できる環境を配慮し、次年度以降は、実行委員会に働きかける何かしらの行政としての関わりも見直しが必要ではないでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

阿部議員御質問のじゃがいも伯爵まつりの更なる活性化のために渋滞問題の解決について御答弁申し上げます。

じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場は、中標津町商工会青年部と中標津町農協青年部合同で実行委員会を組織し開催している本町の特色あるイベントでありまして、町民や来場者にとってすばらしい交流の場となっております。

今年は天候にも恵まれ多くの来場者があり、イベントの盛り上がりとともに、まちの活性化にも大きな役割を果たしていることは、誠に喜ばしいことであります。

議員御指摘の交通渋滞による来場者や空港利用者などの移動に時間を要したことについては、実行委員会として重く受け止め、次年度に向け改善策を検討するとのこととなります。

町は直接な運営に関与しておりませんが、交通渋滞が生じたことにつきましては、生活路線や物流の確保の観点から重要な課題であると考えております。

今後主催者において行われる改善策の検討につきましては、必要に応じてアドバイスや提案を行うとともに、イベントの開催に際しましては、情報発信の強化に積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

令和 6 年 9 月 定例会一般質問

通告 9

質問 町長が健康づくりのリーダーシップを

答弁 リーダーシップをとることは当然と考えています

9 番 まつの みやこ 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

9 番、松野美哉子でございます。町長が健康づくりのリーダーシップをについて質問させていただきます。

人生 100 年時代と言われている昨今であります、やはり病、物価の上昇、災害発生の心配などで、決して生きやすい世の中とは言えなくなっております。

しかし、どんな時代でも健康に過ごせることが、それぞれの生活を前向きに生きていく必須条件であり、2000 年、平成 12 年には厚生労働省より健康日本 21 が新世紀の道標となる健康施策を表しました。健康日本 21 の施策は 30 年続いており、第 1 次、第 2 次の経緯を踏まえ、本年 2024 年に始まる第 3 次の基本となる 4 項目が打ち出されております。健康寿命の延伸と健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、今日までメタボリックシンドローム、メタボ、または、ロコモティブシンドローム、ロコモ、サルコペニア、フレイルなどの状況の改善を進めてまいりました。

当町でも健康診断を受けることや保健センターの事業の中で、なかなか健康なかしべつや体育館での事業などにより健康活動への参加者はいるものの、近い将来には町民の高齢化、生産年齢人口の減少など、町を支える方々の健康な社会を目指すことが、これからの当町だけではなく、日本全体の課題となっていると言えます。

健康づくりは、もはや 1 人の意識や行動に任せるものではなく、また、行政だけが背負うことでもなく、それぞれの町民を取り巻く環境の対応ができるような小さな社会による提案をすることが求められているのではないのでしょうか。

個人から家庭単位、個人から御近所単位、個人から職場単位と、諦めずに小さいことからこつこつと続けることで、仲間がつながり合える仕組みがつくられて、そこに楽しみを感じられるまちが生まれる。



地域とつながって健康になろうと動き出している東京の町内会、会社、町があります。例えば東京では、健康づくりの活性化及び都民の社会参加促進を図ることを目的として、地元から発信する健康づくり支援事業の実施を行っております。

当町でも少子高齢化が進み、高齢者の健康づくりの計画はありますが、これからの町を支える方々も含み集える場所が必要で、顔の見える距離で魅力のある地域づくりのために、全町民に顔の知られている町長が、各町内会を10分間、一緒に歩きましょうと、インパクトのある行動で、一つ目に健康づくり、二つ目に地域への参加促進、三つ目に町内会活動活性化にもつながるリーダーになってはいただけませんか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

松野議員御質問の町長が健康づくりのリーダーシップをについて、御答弁申し上げます。

議員御説明のとおり、健康日本21につきましては平成12年に制定されまして、生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康づくりを、平成25年には健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目標に健康日本21第2次が制定されまして、そして、令和6年から健康日本21第三次が策定されまして、誰一人取り残さない健康づくりを推進されているところでございます。

本町におきましても健康日本21などを踏まえ、平成17年度に中標津町生活習慣病予防計画、健康中標津21を策定し、また、平成23年3月には中標津町健康づくり推進計画、なかなか健康なかしべつを策定し、令和3年度からは令和12年度までの10年間の期間として、第2次中標津町健康づくり推進計画、なかなか健康なかしべつを策定したところでありまして、自分自身や家族地域、関係団体、行政の役割や取組を明らかにして連携することで、社会全体で健康づくりの推進を図り健康まちづくりを目指すとしており、健康教室や相談、なかなか健康なかしべつポイント事業による健康診査の受診の促進や各種体育施設の利用、自身による健康づくりの目標を立て達成することでのポイント獲得を図るなど、様々な取組を行っております。

また、第7期中標津町総合計画の前期基本計画におきましても、健康づくりの推進を挙げており、健康で自分らしく豊かな人生を送ることを目標に子供から高齢者まで町民の健康づくりを目指しているところから、健康づくりのリーダーシップをとっていくことは当然というふうに考えております。

私自身、自宅から総合文化会館で行われておりますラジオ体操に参加するためできる限り歩くなど、健康に留意をしているところでありまして、町民の皆さんにおかれましても、

一人一人が健康づくりに興味を持つとともに、それぞれの健康感に基づき、主体的に取り組んでいただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

【質問：松野 美哉子 議員】

再質問いたします。

町長の御自宅から総合文化会館まで歩かれ、ラジオ体操に長きにわたり参加されていらっしゃることは敬意を表します。

子育てや仕事に忙しい年代の方々は、全国的にも運動機会が少ないと言われております。身近に町長が町内会をめぐり、歩きましょうと行動し身近に感じていただき、町民から動き出すきっかけになり、その波及効果を思っの質問でありました。

本日の町長の所信表明の中でも、町長の施策の基本としての考えを集まるまち、つながるまちをトータルバランスに整った生活環境を維持していくことを表明されました。

健康づくりのそのことで、先ほどの町長の答弁では、健康づくりのリーダーシップをとっていくことは当然のこととお考えもいただきました。今までやっている町長の御自身の活動でありますラジオ体操の活動に、折に触れてしるべっただけではなくて、町内あちこちで行われているラジオ体操会場に足を運ばれて、そこで町民の方を励ますような取組を小さいことからこつこつと考えてはいただけないでしょうか。町長、いかがお考えでしょうか。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

私自身、ラジオ体操に実は通っておりまして、若い時からやっているわけではなくてですね、やはり、ある程度年齢になりますと、健康づくりをしないと、どうもやはり立ち行かなくなるなというふうには気づいたところでありまして、それから始めたところでございます。他の地域のラジオ体操でございますけれども、町内会でも夏休みになりますと子供たちを集めてラジオ体操したりすることがございます。これは割と多くの町内会でやっております、以前はそういった町内会をですね、日ごとに変えて回ってですね、挨拶しながらラジオ体操をしたという経験も実はございます。

基本的には歩いていくというのは基本にしておりますので、あんまり遠いとちょっと行けないのでありますけれども、なるべくですね、そういった機会を見てですね、顔出ししながら、地域の中でみんなでラジオ体操しましょうというのは、体で訴えていきたいと思っておりますので御理解をよろしくお願いします。